

| | |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 175 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

目 次

条 例

- 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市児童館条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 19
- 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 22

規 則

- 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則・・・・・・・・ 26
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 33

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（平成29年静岡市条例第54号）

都市の住民がランニングその他のスポーツ、レクリエーション等に親しむ拠点を提供することにより、市民の心身の健康の保持増進及びスポーツを通じた市民交流の促進を図るとともに駿府城跡周辺の賑わいの創出に資するため、静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーションを設置することとし、その利用等について定めることとした。

◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第55号）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、権限移譲された小中学校教職員関係経費に対する税源移譲として個人市民税の税率を変更する等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市児童館条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第56号）

三保羽衣児童館の設置に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第57号）

清水産業・情報プラザにおいて、指定管理者による利用料金制に移行すること等に伴い、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第58号）

産学交流センターにおいて、指定管理者による利用料金制に移行すること等に伴い、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例をここに公布する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第54号

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例

(設置)

第1条 静岡市は、都市の住民がランニングその他のスポーツ、レクリエーション等に親しむ拠点を提供することにより、市民の心身の健康の保持増進及びスポーツを通じた市民交流の促進を図るとともに駿府城跡周辺の賑わいの創出に資するため、次の施設を設置する。

| 名称 | 位置 |
|---------------------------|---------------|
| 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション | 静岡市葵区駿府町2番80号 |

(事業)

第2条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション（以下「ステーション」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) ランニングその他のスポーツ、レクリエーション等のための施設の提供に関すること。
- (2) スポーツの振興を通じて周辺の賑わいの創出に資するための施設の提供に関すること。
- (3) スポーツ教室、イベント等の企画・運営に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業

(開館時間)

第3条 ステーションの開館時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、第10条の規定による指定を受けてステーションの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第4条 ステーションの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

(使用料の納付)

第5条 ステーションの施設のうち更衣室を利用しようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期限を定めるときは、当該納期限までに使用

料を納付しなければならない。

(使用料の減額又は免除)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限)

第8条 指定管理者は、ステーションの入館者が、次の各号のいずれかに該当するときは、ステーションへの入館を拒否し、又はステーションからの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他の入館者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (3) 施設等の破損又は滅失等のおそれがあると認めるとき。
- (4) ステーションの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 ステーションの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 ステーションの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第11条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第12条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するものうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がステーションの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がステーションの効果的な管理を実現するものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。

(4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第13条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第14条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第2条に掲げる事業の実施に関すること。

(2) ステーションの施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第15条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第1条、第11条から第13条まで及び第16条の規定は、公布の日から施行する。

別表 (第5条関係)

| 区分 | 使用料 |
|--------------------------|--------|
| 1人1回につき | 300円 |
| 回数券 (11枚つづり。1枚の使用は、1人1回) | 3,000円 |

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第55号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第17条中「各号に掲げる者」の次に「のいずれかに該当する納税義務者」を加え、同条ただし書中「掲げる者」の次に「に該当する納税義務者」を加え、「によって」を「により」に、「場合においては」を「場合には」に改め、同条各号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第18条第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第18条第6項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第20条第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第22条第1号及び第2号中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第23条の3第1項中「第18条第4項の申告書」を「第18条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第41条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によって」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によって」を「により」に改める。

第42条第1項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第2項中「とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「(当該修正申告書)を(当該増額更正)に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「(法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日)まで」に改める。

第65条第8項中「、第349条の4又は第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第65条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は、3分の1とする。

第70条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第71条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第81条において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第81条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第81条第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第13条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第17条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第19条を次のように改める。

（読替規定）

第19条 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第65条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第19条の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15

項を削り、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同項の次に次の2項を加える。

15 法附則第15条第44項に規定する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の1とする。

16 法附則第15条第45項に規定する固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第20条第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に府令附則第7条第11項」を「に府令附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に府令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防

止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に府令附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等の額
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第30条の2第3項中「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に改め、同条に次の3項を加える。

- 5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第89条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の

左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第32条を削り、附則第31条を附則第32条とし、同条の前に次の1条を加える。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第31条 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第90条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第92条及び第93条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 4 第2項の規定の適用がある場合における第10条の規定の適用については、同条中「納期限(」とあるのは、「納期限(附則第31条第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。

附則第35条中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第44項」に改める。

附則第35条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に次の2項を加える。

- 3 法附則第15条第44項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の1とする。
- 4 法附則第15条第45項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第40条の3第1項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加

え、「第18条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第41条第1項第1号中「100分の7.2」を「100分の9.6」に改める。

附則第42条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第43条第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第4項」を「附則第34条の2第1項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第1項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 64万円

附則第43条第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第34条の2第9項」を「附則第34条の2第10項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第44条第1項第1号中「100分の2.4」を「100分の3.2」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 192万円

附則第44条第1項第2号イ中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第45条第1項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に改め、同条第3項中「100分の5.4」を「100分の7.2」に、「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第46条第1項、第47条第1項及び第52条第1項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

附則第52条の2第1項及び第3項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用

しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第53条第1項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第3項中「5分の3」を「5分の4」に、「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第53条第6項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成26年静岡市条例第113号）の一部を次のように改める。

附則第17項の表左欄中「附則第30条の2の表以外の部分」を「附則第30条の2第1項の表以外の部分」に、「附則第30条の2の表第89条第2号アの項」を「附則第30条の2第1項の表第2号アの項」に改め、同表中欄中「第89条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

（静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第6号）の一部を次のように改める。

第2条中附則第30条の次に5条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第31条を次のように改める。

第31条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第20条第1項及び第22条の改正規定並びに附則第40条の3第1項、第41条第1項、第42条第1項、第43条第1項第1号及び第2号、第44条第1項、第45条第1項及び第3項、第46条第1項、第47条第1項、第52条第1項、第52条の2第1項及び第3項並びに第53条第1項及び第3項の改正規定並びに附則第3項の規定 平成30年1月1日

(2) 第1条中第17条各号の改正規定及び附則第13条第1項の改正規定並びに附則第4項の規定 平成31年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の静岡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 附則第1項第1号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第41条第3項及び第5項並びに第42条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第41条第3項又は第42条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以

後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 8 新条例第65条第8項及び附則第19条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第10項及び第16項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等（第10項において「震災等」という。）に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例第65条の2の規定は、平成29年4月1日以後に新たに新法第349条の3第28項から第30項までに規定する家屋及び償却資産に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 10 新条例第71条第2項及び第81条の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 新条例附則第19条の2第15項の規定は、新法附則第15条第44項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 12 新条例附則第19条の2第16項の規定は、新法附則第15条第45項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 13 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）
- 15 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 16 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不

足額があることを静岡市税条例第90条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と改正法附則第18条第2項に規定する特別の関係にある者を含む。次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（静岡市税条例第92条及び第93条の規定を除く。）を適用する。

- 17 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
（都市計画税に関する経過措置）
- 18 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 19 地方税法第702条第2項及び静岡市税条例第153条第2項の規定により家屋に係る都市計画税の課税標準となるべき価格に対して適用される新条例第65条の2の規定は、平成29年4月1日以後に新たに新法第349条の3第28項から第30項までに規定する家屋に対して課する平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 20 新条例附則第35条の2第3項の規定は、新法附則第15条第44項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 21 新条例附則第35条の2第4項の規定は、新法附則第15条第45項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
- 22 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

静岡市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第56号

静岡市児童館条例の一部を改正する条例

静岡市児童館条例（平成15年静岡市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | |
|----------|-----------------|
| 静岡市草薙児童館 | 静岡市清水区草薙一里山3番1号 |
|----------|-----------------|

を

」

「

| | |
|------------|-----------------|
| 静岡市草薙児童館 | 静岡市清水区草薙一里山3番1号 |
| 静岡市三保羽衣児童館 | 静岡市清水区三保1077番1 |

に

」

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 静岡市三保羽衣児童館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市児童館条例第9条から第11条までの規定の例により行うことができる。

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第57号

静岡市清水産業・情報プラザ条例の一部を改正する条例

静岡市清水産業・情報プラザ条例（平成15年静岡市条例第190号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「第16条」を「第14条第1項」に改める。

第5条の見出し中「利用時間」の次に「及び利用日」を加え、同条中「に規定する許可を受けた」を「の規定による許可の」に改め、同条ただし書中「利用時間」の次に「又は利用日」を加える。

第6条第1項中「設備」の次に「(以下「施設等」という。)」を加える。

第11条を次のように改める。

(利用料金)

第11条 第6条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けた者は、第14条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

第12条及び第13条を削り、第14条を第12条とし、第15条を第13条とする。

第16条に次の4項を加え、同条を第14条とし、第17条から第19条までを2条ずつ繰り上げる。

- 2 市長は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第20条第2号中「プラザ」を「施設等」に改め、同条を第18条とし、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

別表第1中「第11条関係」を「第6条、第14条関係」に改め、同表1施設使用料の表中「施設使用料」を「施設の利用料金の限度額」に、

「

| | |
|----|-----|
| 区分 | 使用料 |
|----|-----|

を
」

「

| | |
|----|----|
| 区分 | 金額 |
|----|----|

に
」

改め、別表第1の2設備（特殊機器）使用料の表中「設備（特殊機器）使用料」を「設備（特殊機器）の利用料金の限度額」に、

「

| | | |
|----|------|-------------|
| 区分 | 数量単位 | 使用料（1時間につき） |
|----|------|-------------|

を
」

「

| | | |
|----|------|------------|
| 区分 | 数量単位 | 金額（1時間につき） |
|----|------|------------|

に
」

改める。

別表第2中「第11条関係」を「第6条、第14条関係」に、

「

| | |
|----|-----|
| 区分 | 使用料 |
|----|-----|

を
」

「

| | |
|----|----------|
| 区分 | 利用料金の限度額 |
|----|----------|

に
」

改め、同表備考2中「使用料は」を「利用料金の限度額は」に、「使用料に」を「金額に」に改め、同備考3中「使用料の額」を「利用料金の限度額」に、「表の使用料」を「表の金額」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市産業・情報プラザ条例（以下「新条例」という。）第11条及び別表第2の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にした納入の通知により別表第2に掲げる施設の施行日以後の利用に係る使用料を納付する者の当該利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（施行前の準備）

- 3 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、新条例第14条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第58号

静岡市産学交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市産学交流センター条例（平成16年静岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「起業しようとする個人及び団体（以下「起業者」を「創業しようとする個人及び団体（創業後間もないものを含む。以下「創業者」に改める。

第2条第1号中「起業に」を「創業に」に、「起業者」を「創業者」に改め、同条中第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同条第2号中「起業者」を「創業者」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 次世代の産業を担う創業者が、大学等との連携による創業のための支援を受けることができる場の提供

第3条ただし書中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

第5条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 創業者育成室

第10条及び第11条を削り、第9条を第11条とし、第8条を第10条とし、同条の前に次の1条を加える。

(利用の許可の期間)

第9条 センターの施設のうち創業者育成室の利用の許可の期間は、1年以内とする。

2 前項の期間は、利用しようとする者の申請に基づき、当該創業者育成室の利用を開始した日から起算して3年を超えない範囲内において更新することができる。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、3年を超えて更新することができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(創業者育成室の利用時間及び利用日)

第7条 第3条及び第4条の規定にかかわらず、センターの施設のうち創業者育成室については、第9条第1項の規定による許可の期間（同条第2項の規定により更新された期間を含む。）内は、いつでも利用することができる。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその利用時間又は利用日を制限することができる。

第12条を次のように改める。

(利用料金)

第12条 第8条第1項の規定により施設等の利用の許可を受けた者は、第19条第2項の利用料金を指定管理者の定めるところにより、当該指定管理者に支払わなければならない。

第15条第2号中「第9条各号」を「第11条各号」に改め、同条第4号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改める。

第19条に次の4項を加える。

- 2 市長は、指定管理者に施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。
- 3 利用料金は、指定管理者が別表第1から別表第3までに定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定める基準により利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表第1中「第10条関係」を「第19条関係」に改め、同表1施設使用料の表中「施設使用料」を「施設の利用料金の限度額」に、

「

| 室名 | 面積 | 使用料 |
|----|----|-----|
| | | |

を

「

| 室名 | 面積 | 金額 |
|----|----|----|
| | | |

に

改め、別表第1の2設備（特殊機器）使用料の表中「設備（特殊機器）使用料」を「設備（特殊機器）の利用料金の限度額」に、

「

| 区分 | 数量単位 | 使用料（1時間につき） |
|----|------|-------------|
| | | |

を

「

| 区分 | 数量単位 | 金額（1時間につき） |
|----|------|------------|
| | | |

に

改める。

別表第2中「第10条関係」を「第19条関係」に、

「

| 区分 | 面積 | 単位 | 金額 |
|----|----|----|----|
| | | | |

を

「

| 区分 | 面積 | 単位 | 利用料金の限度額 |
|----|----|----|----------|
| | | | |

に

改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第19条関係）

| 区分 | 利用料金の限度額 |
|--------|---------------------|
| 創業者育成室 | 1平方メートル1月につき 3,000円 |

備考

- 1 創業者育成室の1月の利用料金の限度額は、この表の金額に各部屋の面積を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 2 月の中途から利用を開始する場合又は月の中途で利用を終了する場合の当該月の利用料金の限度額は、この表の金額に各部屋の面積を乗じて得た額を30で除して得た額に、それぞれ当該月における利用日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

- 2 施行日において指定管理者となるものは、施行日前においても、この条例による改正後の静岡市産学交流センター条例第19条第3項の規定の例により施行日以後の利用に係る利用料金を定めることができる。

規 則

静岡市規則第63号

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則をここに制定する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション条例（平成29年静岡市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続等)

第2条 静岡市駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション（以下「ステーション」という。）の施設のうち更衣室を利用しようとする者は、その利用の際に使用券（様式第1号）の交付を受けなければならない。

2 前項の規定により使用券の交付を受けた者は、係員の要求があったときは、当該使用券を提示しなければならない。

(使用料の減額又は免除の手続)

第3条 条例第6条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション使用料減額・免除承認申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、使用料の減額又は免除を承認したときは、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション使用料減額・免除承認通知書（様式第3号）を交付する。

3 市長は、前2項に規定する手続により難い事情があると認めるときは、これらの規定にかかわらず、市長が別に定める減額又は免除の手続によることができる。

(入館者の遵守事項)

第4条 ステーションの入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音又は大声を発する等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 危険又は不潔な物品を持ち込まないこと。
- (3) 施設等を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所へ立ち入らないこと。
- (5) 所定の場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 承認を受けないで寄附金品の募集、物品の販売若しくは陳列又は飲食物の販売若しくは提供をしないこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がステーションの管理上支障があると認める行為をしないこと。

(指定管理者の指定の申請書類)

第5条 条例第11条の規定による申請は、駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション指定管理者指定申請書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション事業計画書(様式第5号)

(2) 駿府城ラン・アンド・リフレッシュステーション事業計画に関する収支予算書(様式第6号)

(3) 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずるものの謄本

(4) 役員名簿

(5) 経営(事業)状況に関する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(協定の締結)

第6条 市長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者とステーションの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 事業計画に関する事項

(2) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(3) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

(4) 事業報告に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、ステーションの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、公布の日から施行する。

【様式は掲載省略】

静岡市規則第64号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年10月16日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則（平成15年静岡市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第15条中第33号を第35号とし、第20号から第32号までを2号ずつ繰り下げ、同条第19号中「様式第114号の2の6」を「様式第114号の2の8」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号の次に次の2号を加える。

(19) 特定耐震基準適合住宅申告書 様式第114号の2の6

(20) 特定熱損失防止改修住宅等申告書 様式第114号の2の7

様式第114号の2の2（注）5中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改める。

様式第114号の2の3（注）2中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改める。

様式第114号の2の4中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に、「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同様式（注）2中「附則第7条第9項」を「附則第7条第9項各号」に改める。

様式第114号の2の5中

「

静岡市税条例附則第20条第9項の規定により、熱損失防止改修住宅及び熱損失防止改修専有部分（これらを「熱損失防止改修住宅等」という。）について次のとおり
を
り申告します。

」

「

静岡市税条例附則第20条第9項の規定により、熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分（以下これらを「熱損失防止改修住宅等」という。）について次の
に、
と
おり申告します。

」

「

| | | |
|-----------------|---|---|
| 熱損失防止改修工事に要した費用 | 円 | を |
|-----------------|---|---|

」

「

| | | |
|----------------------------------|---|---|
| 熱損失防止改修工事に要した費用 | 円 | に |
| 地方税法施行令附則第12条第38項 に規定する補助金等の額 | 円 | |

」

改め、同様式（注）2中「そのほか」を「及び」に改める。

様式第114号の2の6中「附則第20条第10項」を「附則第20条第12項」に改め、同様式（注）2中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同様式を様式第114号の2の8とし、様式第114号の2の5の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市税条例施行規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第65号

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年10月20日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市社会福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第43条第1項」を「第45条の36第2項」に改める。

第4条中「第43条第3項」を「第45条の36第4項」に改める。

第6条の見出しを「(吸収合併認可申請)」に改め、同条中「第49条第2項」を「第50条第3項」に、「社会福祉法人合併認可申請書」を「社会福祉法人吸収合併認可申請書」に改める。

第7条を次のように改める。

(新設合併認可申請)

第7条 法第54条の6第2項の規定による認可の申請は、社会福祉法人新設合併認可申請書(様式第6号)によらなければならない。

第15条第1項中「、第5条、又は第6条」を「又は第5条から第7条まで」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第6条の13、第6条の18又は第6条の21に規定する申請書の提出を受けたときは、審査をした上、承認又は不承認を決定す

社会福祉充実計画

るものとし、承認の場合は承認社会福祉充実計画変更承認通知書（様式第18号）により、不

承認社会福祉充実計画終了

社会福祉充実計画

承認の場合は承認社会福祉充実計画変更不承認通知書（様式第19号）により申請者に通知す

承認社会福祉充実計画終了

るものとする。

様式第1号（裏）を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第2号(表)中

「

次のとおり社会福祉法人の定款の変更の認可を受けたいので、社会福祉法第43条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

」

「

次のとおり社会福祉法人の定款の変更の認可を受けたいので、社会福祉法第45条の36第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

」

「

| | |
|--------|---|
| 代表者の氏名 | ㊟ |
|--------|---|

を

」

「

| | |
|--------|---|
| 理事長の氏名 | ㊟ |
|--------|---|

に

」

改め、同様式(裏)を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第3号中

「
 次のとおり社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第43条第3項の規定によ
 り関係書類を添えて届け出ます。 を
 」

「
 次のとおり社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第45条の36第4項の規定
 により関係書類を添えて届け出ます。 に、
 」

「

| | | |
|--|--------|--|
| | 代表者の氏名 | |
|--|--------|--|

 を
 」

「

| | | |
|--|--------|--|
| | 理事長の氏名 | |
|--|--------|--|

 に、
 」

「
 添付書類
 1 定款に定める手続を経たことを証明する書類 を
 2 変更後の定款
 」

「
 添付書類
 社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第4条第2項において読み替えて に
 準用する同省令第3条第1項各号に規定する書類
 」

改める。

様式第4号中

「

| | | |
|--------|--------|---|
| | 代表者の氏名 | ㊟ |
| 解散する理由 | | |

 」

| | | | | | | | | |
|----|-----------|-----------|-----------|--------------|--------------|------------------|---|-----|
| 資産 | 純額 ⑤-⑥ | 内 訳 | | | | | を | |
| | | 社会福祉事業用財産 | | ③公益事業 用財産 | ④収益事業 用財産 | ⑤積極財産 ①+②+③+④ | | ⑥負債 |
| | | ①基本 財産 | ②運用 財産 | | | | | |

「

| | | | | | | | | |
|--------|------------|-----------|------------|--------------|--------------|-----------------|----|-----|
| 理事長の氏名 | | | | | | | 印 | |
| 解散する理由 | | | | | | | | |
| 資産 | 純資産 ⑤-⑥ | 内 訳 | | | | | に、 | |
| | | 社会福祉事業用財産 | | ③公益事業 用財産 | ④収益事業 用財産 | ⑤財産計 ①+②+③+④ | | ⑥負債 |
| | | ①基本 財産 | ②その他 財産 | | | | | |

「

添付書類

- 1 法第46条第1項の手続又は定款に定める手順を経たことを証する書類
- 2 財産目録又は貸借対照表
- 3 負債がある場合は、負債を証明する書類

を

「

添付書類

社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）第5条第1項各号に規定する書類

に

改める。

様式第5号その1を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第5号その2を削る。

様式第6号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第15号及び様式第17号に次のように加える。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第17号の次に次の2様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市社会福祉法施行細則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。